

# 都市建設常任委員会会議記録

日 時 令和2年2月26日(水曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時49分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関することについて (建築指導課)
- ② 水戸市土地区画整理事業に関することについて (市街地整備課)
- ③ 常磐線内原駅南北自由通路整備工事委託協定について (市街地整備課)
- ④ 土地の取得に関することについて (河川都市排水課)

(2) その他

2 出席委員(6名)

委員長	飯田正美君	副委員長	萩谷慎一君
委員	中庭次男君	委員	五十嵐博君
委員	小川勝夫君	委員	松本勝久君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議長 安藏栄君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
建設部長	渡邊雅之君	建設部技監兼 建設計画課長	大森幹司君
道路管理課長	有金正義君	道路建設課長	安達茂君
生活道路整備課 長	川又弘一君	河川都市排水課 長	三村隆君
建築課長	大和田聡君	土木補修事務所 長	大山裕己君
都市計画部長	高橋涼君	都市計画部副 部長	川崎洋幸君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪貴之君	都市計画部技監兼 住宅政策課長	木村勤君

都市計画部技監兼  
泉町周辺地区  
開発事務所長

加 藤 久 人 君

都市計画課長

黒 澤 純 一 郎 君

建築指導課長

井 原 孝 志 君

公園緑地課長

上 田 航 君

上下水道事業  
管 理 者

檜 山 隆 雄 君

上下水道局  
下水道部長

白 田 敏 範 君

下水道管理課長

鬼 澤 英 一 君

下水道整備課長

松 葉 光 隆 君

下水道施設  
管理事務所長

川 原 井 正 浩 君

6 事務局職員出席者

議 事 係 長

綱 島 卓 也 君

書 記

武 田 侑 未 子 君

午前10時 2分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会します。

議事に先立ちまして、谷萩内原建設事務所長が病氣療養のため、欠席との連絡がありましたので御報告します。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日は、報告事項(1)から(4)のとおり、第1回定例会に提出を予定されております案件について、説明をいただきます。なお、これらの案件につきましては、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、水戸市市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関することについて、執行部から説明を願います。

井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 おはようございます。

建築指導課でございます。都市計画部建築指導課作成の都市建設委員会資料を御覧ください。

水戸市市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関することについてでございます。

1の改正理由でございますが、市街化調整区域において、空き家及び空き地の活用を促進し、既存集落における人口減少の抑制及び地域コミュニティの維持を図るために、専用住宅の建築等に係る開発許可基準を新たに定めるものでございます。

また、このほかに開発審査会の許可基準の一部を条例化するなど、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございます。

まず、(1)でございますが、既存集落内において10年以上法に適合している建築物の敷地を対象といたしまして、専用住宅の建築を目的として行う開発行為を許可するための新たな基準を定めるものでございます。

次の(2)でございますが、これまで開発審査会の議を経た上で許可している開発行為のうち、定型的な許可基準を条例化いたしまして、開発審査会の審査を不要とするものでございます。

次の(3)でございますが、上記(1)及び(2)の開発行為の許可基準に対応するように、建築物の建築等の許可基準を定めるものでございます。こちらは、開発行為を伴わない建築行為の場合についても、同じように基準を定める必要があることによるものでございます。

また、これらに併せまして条例中の用語の定義や一部の文言の修正をいたしております。

3の施行期日でございますが、令和2年4月1日としております。

4の参考についてでございますが、改正内容の(1)と(2)について、概要を取りまとめたものでございます。

まず、(1)でございますが、現在の既存集落内の住宅の取扱いと条例改正後の取扱いを示しております。文中にございます区域区分日と言いますのは、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めた日でございますし

て、昭和46年3月15日を指してございます。

まず、上段の現行でございますが、2つの段に分けて書いております。まず上段でございます。

区域区分日以前から存している住宅につきましては、一定の条件のもと、集落出身でない方であっても譲渡を受けたりすることが可能で、また、その際に都市計画法の許可を受ける必要もございません。しかし、下段でございますように、区域区分日以降は原則的に許可制になりまして、集落出身者等が許可を受けて建築した住宅につきましては、原則的に譲渡を受けたりできるのも集落出身者に限られておりますので、このことが空き家になった場合の利活用を妨げる要因の一つになってございます。

なお、同じ市街化調整区域であってもエリア指定区域、文言指定区域内については、このような制約はございません。

続きまして、その一番下の段でございます。

今回の条例改正により追加されますのが、黒い破線の囲みでございます。区域区分日以降に許可を受けて建築した住宅等の建築物であっても、10年以上法に適合している住宅を対象として、集落出身者でなくても譲渡を受けて住宅として使用したり、再建築したりすることについて許可が受けられるようになります。

続きまして、1枚目の資料の裏面を御覧ください。

(2)は、条例化する許可基準を示しております。これらは、附属機関でございます開発審査会の議を経た上で許可をしているものでございますが、お示ししております4つの基準につきましては、許可対象としている用途が住宅でございまして、既に定型的な基準となっております。これらを条例化することで、開発審査会の審査を不要といたしまして、開発許可手続の迅速化、簡素化を図ろうとするものでございます。

なお、国が定めた指針におきましても、定型的な基準につきましては、条例化することが推奨されております。

恐れ入ります。資料の2枚目及び3枚目、こちらは条例の新旧対照表でございまして、今回の改正案を表の右側に記載してございます。2枚目の表面お願いいたします。

第2条に必要な用語の定義を定めております。その中で、第2条の3号(3)、既存集落について定義しておりまして、こちらは建築物の敷地相互の間隔が70メートル未満で、かつ、40戸以上の住宅を連檐しているものと定義してございます。

恐れ入ります。3枚目の表面お願いいたします。

改正案の第6条でございます。第6条の1号(1)に記載しておりますのが、10年以上適法に使用された建築物を対象とした新しい許可基準でございます。建築物が解体されて更地となっても、解体から3年以内の場合は、許可の対象とするように規定しております。同じく、第6条第2号から第5号でございますが、こちらは開発審査会の許可基準を条例化するものでございます。

すみません。3枚目の裏面をお願いいたします。

こちらの第7条が開発行為を伴わない建築行為についても、同様の許可基準を定めるものでございます。

恐れ入ります。資料の4枚目でございますが、今回の条例改正案で参照しております、都市計画法及び都市計画法施行令の条文を記載しております。後ほどお目通しをお願いしたいと存じます。

本条例案につきましては、令和2年第1回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○飯田委員長 次に、水戸市土地区画整理事業に関することについて、執行部から説明を願います。

坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 それでは、水戸市土地区画整理事業に関することについて、市街地整備課提出の都市建設委員会資料をお願いいたします。

本件につきましては、土地区画整理事業の清算金の利率の改定と東前第四土地区画整理事業の完了の案件2件の条例改正についてでございます。

改正理由でございますが、(1)につきましては、土地区画整理法施行令の改正により、土地区画整理事業の清算金の利率を改定し、関係規定の整備をするものでございます。

次に、(2)につきましては、水戸・勝田都市計画事業東前第四土地区画整理事業が令和2年3月31日で完了することに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

改正内容でございますが、(1)につきましては、清算金の利率を公告のあった翌日の利率に改定するものでございます。

次に、(2)につきましては、水戸・勝田都市計画事業東前第四土地区画整理事業の項目、地域の名称、事務所の所在地並びに審議会の名称及び委員の定数を削るものでございます。

2ページ、3ページに新旧対照表、4ページに参照条文を添付しております。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、本条例につきましては、令和2年第1回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 次に、常磐線内原駅南北自由通路整備工事委託協定について、執行部から説明を願います。

坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 常磐線内原駅南北自由通路整備工事委託協定について、市街地整備課提出の都市建設委員会資料をお願いいたします。

協定の目的につきましては、常磐線内原駅南北自由通路整備工事委託でございます。

工事場所につきましては、水戸市内原1丁目及び内原町でございます。

工事概要でございますが、まず、2ページをお願いいたします。

位置図でございます。赤い線で囲まれている箇所が南北自由通路でございます。

3ページをお願いいたします。

2階平面図でございます。右下が凡例で、赤い線で囲まれている箇所が南北自由通路、青い線で囲まれている箇所が橋上駅舎、緑の線で囲まれている箇所が北側自由通路でございます。

本案件の南北自由通路につきましては、延長が約60メートル、幅員は約4メートルでございます。北側自由通路への連絡部の幅員約2.5メートルでございます。南口に階段が1か所、幅員約3メートルでエレベーター1基を設置しております。北口にも階段1か所、幅員約2メートルでエレベーター1基を設置しております。

4ページをお願いいたします。

1階の平面図でございます。南口と北口に公衆トイレ，男，女，多機能トイレをそれぞれ設置しております。

恐れ入りますが，1ページに戻っていただきまして，協定金額につきましては10億7,993万6,000円でございます。

恐れ入ります。5ページの施工協定書案をお願いいたします。

中段，第4条，工事の費用と負担でございます。

総額26億1,941万6,000円の市の負担のうち，JRが施工してJRが所有する鉄道施設，駅舎部分については15億3,948万円であり，令和2年第1回市議会定例会に提出予定の議案は，JRが施工して本市が所有する都市施設，南北自由通路の部分，消費税込みで10億7,993万6,000円でございます。

なお，第4条2項では，JR負担の1億1,000万円を記載しております。

恐れ入ります。8ページをお願いいたします。

工事の工程表でございます。令和4年度末の完成予定でございます。

申し訳ございませんが，1ページに戻っていただきまして，協定の相手方につきましては，水戸市三の丸1丁目4番47号，東日本旅客鉄道株式会社，執行役員水戸支社長，雨宮慎吾でございます。

添付資料につきましては，位置図，平面図，施工協定書（案），パースを添付しております。

説明は以上でございます。

なお，協定につきましては，令和2年第1回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

**○飯田委員長** 次に，土地の取得に関することについて，執行部から説明を願います。

三村河川都市排水課長。

**○三村河川都市排水課長** それでは，土地の取得に関することにつきまして，御説明いたします。

お手元に配付してございます建設部河川都市排水課の提出資料を御参照願います。

内原中央排水区及び内原南部排水区排水路整備事業，内原町調整池用地として，次のとおり取得するものでございます。

1，土地の表示でございますが，水戸市内原町字中谷地1380番1ほか1筆，地目は田でございます。面積は，9,730.06平方メートルを取得するものでございます。

2，購入予定価格は，4,505万177円でございます。

3，契約の相手方は，水戸市内原町1496番地，公益社団法人日本国民高等学校協会，理事長，加藤達人様でございます。

添付資料裏面，2ページの位置図を御参照願います。

内原中央排水区及び内原南部排水区排水路整備事業につきましては，内原町地区のうち，46.05ヘクタールの雨水を排除するための調整池及び排水路の整備を図るものでございます。

緑色で縁取りしてあります部分が，内原中央排水区及び内原南部排水区の区域の一部46.05ヘクタールでございます。赤色で縁取りしてある部分が，今回の用地取得箇所でございます。

放流先は，内原町にございます湿気川になりますが，現在，湿気川に放流するまでの水路を，図面の黄色

のラインで示してありますが、流下能力に支障を来していることから、雨水の流出量を調整する調整池築造のため、用地を取得するものでございます。

3ページが平面図でございます。

赤色で縁取りしてある部分が、今回の用地取得箇所でございます。

なお、本件につきましては、令和2年3月の第1回定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○飯田委員長 以上で、第1回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

[発言する者あり]

○飯田委員長 資料等の請求ですか。

中庭委員。

○中庭委員 資料請求なんですけれども、1番の今度条例として出される水戸市市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関する資料請求なんですけれども、これは、市街化調整区域における空き地や空き家の有効活用を図るということでありますが、これに該当する空き地、空き家の件数というのは、どのぐらいあるのかということのをひとつ資料として提出していただけないかと。

要するに、空き家がある、空き地がある。ここに今度は集落の出身者じゃない人についても、家を建てられるということに条件が緩和されるということになるわけなんですけれども、どのぐらいの空き家、空き地があるのか、これ資料として提出できないかということです。

○飯田委員長 ただいまの資料請求なんですけれども、これは執行部のほうで出せますか。そういうことをちょっとまず、ここで聞いてみてから。

[発言する者あり]

○中庭委員 水戸市では、空き家の件数というのはかなり詳しく調べていますよね。その中の市街化調整区域の中の空き家というのは、どのぐらいあるのか。要するにこれによって、そういう統計というのは建築指導課にはないのかなど。要するにこれだけ……

○松本委員 建築指導課は許可をするほうだからよ。そこまでの対応はしていない。そんな資産税課だ。こういうのは建築指導課のほうでは分かんないが、こういう法は建築指導課でつくっていかなきゃならないんだよ。

○中庭委員 だったら、要するにこれまで集落出身の方が、既存宅地に家を建ててきたわけですよ。その許可件数というのは、どのぐらいあるのかということなんですよね。その許可件数を建築指導課で出しているわけだから、出ると思うんです。

質問に戻りますけれども、その空き家の件数って出ない。持っていないですか、資料というのは。建築指導課で。

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 中庭委員の御質問うち、空き家、空き地の数につきましては、大変申し訳ありません。建築指導課では把握しておりません。

もう一方の集落出身者を対象とした許可の件数につきましては、集計をすれば数を出すことはできますが、

例えば、過去何年かとかとしていただけると、非常に……

[発言する者あり]

○中庭委員 委員長，10年間ぐらいどのぐらいの件数があったのか，そのぐらいは出ないのかな。

○飯田委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

10年間であれば集計して，御提出したいと思います。

○飯田委員長 それは，それだけでいいですね。

○中庭委員 はい。

○飯田委員長 じゃ，いいですか。

今，中庭委員から既存集落の建築した件数10年間分ということで資料請求がありましたが，今の中庭委員の……

[発言する者あり]

○飯田委員長 じゃ，ちょっと。10年間分と言っていますけれども，これは正副委員長で預かって中庭委員と調整させていただいてよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 出せるものであればね。

じゃ，正副委員長でちょっと預からせていただいて，中庭委員と調整します。すみません。

それでは，ほかになければ。

資料請求はいいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 それでは，この際，特に執行部より発言を求められておりますので，これを許します。

加藤技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 それでは，泉町周辺地区開発事務所提出資料に基づきまして，御説明させていただきます。

水戸市民会館費用支出差止等請求住民訴訟事件について，御報告でございます。

提訴年月日は，昨年12月16日でございます。本市に，水戸地方裁判所より訴状が到達したのは，2月21日金曜日でございます。

原告は，。被告は，水戸市長でございます。

請求の趣旨でございますが，まず，1として，(1)から(7)までの支出の差止めを求めるものでございます。

(1)は，市街地再開発事業費として，平成30年度から本年度へ明許繰越しをしている予算でございます。水戸市から組合に対し，支出を予定しているものでございます。

(2)は，平成30年度から本年度へ明許繰越しをしている道路等周辺整備に関わる予算でございます。

(3)は，新市民会館整備課が所管をしている今年度の委託費等の予算でございます。

(4)は，駐車場整備事業費として商工課が所管しております今年度の工事費等の予算でございます。

(5)は，水戸市から再開発組合に対し，支出を予定している今年度の予算でございます。



(6)は、道路等周辺整備に関わる今年度の予算でございます。

(7)は、新市民会館整備課が所管する新市民会館の保留床取得費182億円の債務負担でございます。

請求の趣旨の2でございますが、再開発組合に対し、平成30年度に支出した金額の返還を請求するもので、平成29年度の繰越明許費と平成30年度現年での支出金の合計金額でございます。

次に、請求の原因、原告の主張でございます。

訴状を要約いたしますと、1から裏面の8までとなります。

簡潔に主張を申し上げますと、新市民会館建設及び関連事業の事業費は多額すぎる。新市民会館の立地を泉町1丁目北地区に決定したことは、市長の独断であり、裁量権の逸脱、濫用である。新市民会館の規模や設備は、市民にとって使いにくいものである。本件事業は、特定の業者、地権者の利益を図るもので、市長の裁量権の逸脱、濫用である。よって、本件事業に対する支出は違法であり、違法な本件事業にあって平成30年度中に市街地再開発組合に対して行った支出においても、違法であるとの主張でございます。

第1回口頭弁論期日は、令和2年4月16日木曜日、午前10時からでございます。

なお、訴訟事件となったことで、現在進めております解体工事等が停止するなどの影響はございません。

今後の対応におきましては、本市の考えをしっかりと主張し、対応をしてみたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○飯田委員長** 本件につきましては、現在係争中でありますことから、本日は報告を行うにとどめさせていただきますので、御了承願います。

**○中庭委員** ちょっと1件だけ質問。

**○飯田委員長** 内容以外ですか。

係争中の案件だもんですから、本日は報告だけということで。

[発言する者あり]

**○飯田委員長** 次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言を願います。

中庭委員。

**○中庭委員** 市民会館は、今日質疑できないと。まあいいです。じゃ、本会議の一般質問とか代表質問の中で質問したいと思います。

では、その他なんですけれども、1つは、田野川が台風19号によって決壊いたしました。その結果、ジョイフル山新とかあの地域にあった建物が水没して、約9メートルを超える水没で、多額の被害が出たんですけれども、その一つの原因が、田野川の堤防が決壊したということなんですけれども、この田野川の堤防、これが決壊した場所なんですよね。こんなふうが決壊してしまっって、ここから大量の水が流れ込んだということで、今回の渡里地区、飯富地区に多額の被害が出たんですけれども、これはね、いつ堤防がきちんと建設をされるのか。そして、私も地元の皆さんからずっとお話を聞きましたけれども、今年9月、10月の台風で決壊してしまったら、また同じようなことになってしまうということで、これ県の管轄だと思うんですけれども、これについて水戸市はどういう要望をして、そして、どのような今、回答を得ているのかお答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 田野川の決壊について、大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今、写真のほうで提示された場所は、水戸市飯富町と田野町の境、渡里町の国道123号の坂道を下って、国田橋から来る丁字路の交差点の先を常磐高速道路の側道に沿って左に曲がって行ったところの田野川との交差点付近の写真になってございます。

そちらの部分、今回の台風19号の被災によりまして、堤防部分が流されているような状況になっていて、今現在は、その写真のとおり応急復旧という形で、1トンパットの大きい土のうで閉め切っているような状況でございます。

今後どういうふうになるのかということで、県の河川課が管理となっておりますので、水戸土木事務所のほうにも確認したところ、本復旧に向けた手続、工事の発注等の作業を今、進めているということでしょうかってございます。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 地元の人は、あそこで商売やっても、また家に戻っても、同じようなことが今年の夏に起きたら大変だということで、非常に心配しているんですね。したがって、これを見るとまだ土のうで何か堤防の決壊場所を塞いでいるという状況なんですね。ですから、今年の台風は大丈夫なのかということで、みんな心配しているんです。その点についてどうなっているのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

破堤した後、また同じような水害があったら困るということで、応急で土のうで今現在そのような形で積んでございますが、県のほうでは、目標として今度の出水期までには何とか間に合わせたいという意気込みでいろいろ作業のほうを進めているとかがってございます。

市のほうも早期に直していただけるように要請はしていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 ですから、県に対してしっかりこの田野川の堤防の復旧の要望を行って、今度は台風19号のようにならないように、ぜひ強力に、まあ、ここに副市長もいますが引き続き要望していただきたいと思ひます。

それから、2つ目なんですけれども、実は、水戸市の水府町が台風19号によって浸水の被害を受けました。その原因は2つありましてね、1つは、これ当日の写真なんですけれどもね、当日は10月13日の当日の航空写真。これは国土交通省から頂いたんですけれども、これを見ても分かるように、早戸川の堤防から水があふれて、この中に水があふれてしまって、その水が水府町に来てしまったというのが原因なんです。これがそうなんです。それで、なぜね、こんなに堤防が水食してしまったのかという原因は航空地図で見ても分かるように、早戸川の堤防が70センチメートル地盤沈下しちゃったんですね。水門がある辺りは何とか那珂川と同じ堤防の高さだったんですけれども、この地域は早戸川のところがちょうど国道6号線のところまでへっこんでしまっているんで、堤防がそこから水があふれてしまったということで、ひたちなか市でも要

望しているんですけども、この堤防のかさ上げ、要するに地盤沈下のかさ上げについての考え方。要するに水戸市としても水府町、また今年の10月に水没しないようにするために、どういうふうに県に働きかけているのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

御質問いただきました早戸川については、実は水戸市の行政区域外で、ひたちなか市のほうで流域を持っている河川でございます。水戸市としては、県管理の河川につきましても、毎年度県の予算に関する要望の際に、県河川管理の早期整備ということで要望していたところですが、ちょっと残念なことに早戸川の行政区域外ということで、そちらのほうの要望は、水戸市としては要望はしていなかった状況になってございます。

ただ、今回の台風の被害を受けて、本川の部分と支流の部分の併せた整備が必要だということで、今後整備の促進を働きかけなければならないだろうというような動きになってございますので、そちらについては実際に被災を受けた方からうかがったときも、本川部分からは水が来なかったんだけど、早戸川から水が来たというようなお話もうかがってございますので、市長が会長を務める那珂川改修期成同盟会の沿川の市長と連携を取りながら、堤防の強化を要望しているところでございますので、そういったことで連携を取りながら早期の整備を働きかけていければと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私、2月18日に茨城県の河川課に行って来んです。早戸川の堤防のかさ上げはどうかと聞きましたら、国の補正予算が組まれて、そして早戸川の河川改修については、河道掘削とか堤防のかさ上げについては予算をつけてあるというふうに言っていました。県は。

ただ、その発注に時間がかかって、できるのが来年の3月末だというような話だったんですよ。しかし、私と一緒にいった被災者の皆さんは、今年の夏もまた起きてしまうんじゃないかと。せっかく予算ついているならば、早く堤防のかさ上げをやってほしいと。

この区間、大体100メートルぐらいですから、2か月か3か月あればできるんじゃないかというふうには要望していました。

水戸市の青柳町に住んでいる方々がそう言っていましたけれども、いずれにしても県に対してせっかく予算を組んでいるんだから、それを早く支出して今年の夏に間に合うようにしてほしいと、すごく要望があったんですよ。だから、その辺で県に対して要望していただけないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○飯田委員長 今、答弁がありましたように、那珂川改修期成同盟会において高橋市長も会長ということで、それを通じて連携を取っているということですから、それでいいですか。

○中庭委員 じゃあね、県に対してね、強力に働きかけていただきたいというこれは要望です。

それから、2つ目は、早戸川に水門があるんですよ。このでかい水門があるんですけども、この水門が開けっ放しのまま、結局逆流してしまったというのも、一つのあふれた原因だったんですよ。

これについては、国土交通省に私行って来たんですけども、そうしたら、遠隔装置の操作はあると。

当時は閉めなかったということで、それが逆流する一つの原因だったということは、私お話したんですけども、そうしたらば、遠隔装置はあるんだけど、地元と連携は取っていなかったというような回答がありました。したがって、その辺も国に対して要望していただきたいと。要するに、地元と連携してきちんと水門を閉めて、逆流をしないようにしてほしいと。

当時は、常陸河川国道事務所も水害で非常にあたふたして、なかなか人手が足りなくて対応できなかったということも言っていましたので、ぜひ、今回はこの遠隔装置の点と、もう一つ地元の方が言っていたのは、ポンプ場ね。これを早戸川の水門につけてほしいと言っていました。ぜひ、その辺をお願いしたいと。

こんなふうに水府町だとか枝川の地域は水浸しになっちゃったんですね。だから、地元の皆さんも商売上、生活上も非常に苦労して、そして、ある工場なんかは数千万円の被害が出てしまったという話もありましたので、その辺を国に対してもきちんと要望するようにお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

実際、樋管の管理等については、それぞれの自治体とかが協力をしながら水防活動の一環で多分やられていることが多いと思います。ただ、今回の台風の被害を受けて、そういった樋管の部分の閉め方とかというところも詳細なところについてはいろいろやっていかなきゃならないということで、今、国、県、市それぞれの関係者が連携を取ってやっています減災対策協議会の中でも、そういった予防保全という観点でも検討をしていかなければならないというような形で今動いていますので、そこも連携を取りながら、遠隔操作が可能なのかどうかも含めての検討になると思いますけれども、そういったところもしっかりと協議、調整を図って、あと要望もしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そういう点で、遠隔操作についてもきちんと国に行うように要望していただきたいと思います。

私もう一つ、最後に生活道路整備課長さんにお聞きしたいんですけども、実は、水戸市の河和田地区におきまして狭隘道路の整備として、排水路の設置、側溝の設置なんかをやっているんですけども、それ自体としては地元の要望だし、ぜひやっていただきたいと思うんですけども、しかし、その際の残土の処理、残土の捨場だとか残土の集荷の置場だとか、あるいは側溝の材料を近くに置くということで、地元の皆さんに対して空き地を使わせていただけないかというお話がありました。

地元の皆さんは、そういうことであれば当然協力しようということで協力はしたんですけども、しかし、かなり大規模な形で土砂が積まれる、音もするということで、非常に地元から苦情が来たんですね。しかし、地元の皆さんは、どこの工事現場の仕事がよく分からないということなので、その工事現場にどの場所の工事なのか、あるいは、その地域の町内会の会長さんにきちんとした工事箇所、そういうことも含めてどういう工事なのかというのをきちんと住民の皆さんに知らせる必要があるんじゃないかと。今回は、地図の添付がなかったので分からなかったということで苦情が来たんですけども、今後、その点で地図の配布なんかも含めて改善できないかということで、課長の答弁をいただきたいんですけども。

以上です。

○飯田委員長 川又生活道路整備課長。

○川又生活道路整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

施工箇所沿線の住民と施工箇所が該当する町内会に対しましては、手渡しや回覧等により周知しておりますが、一方残土の仮置場ですとか資材置場につきましては、受注者において確保することとなっておりますので、今後は当該地権者並びに管理者と近隣の住民の皆様に対しましても工事内容等について周知するように、受注者のほうに指導してまいりますので、よろしく願いいたします。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、課長の積極的な答弁をいただいて、ありがとうございました。

ぜひ、地元の皆さんの理解を得て工事が進められるようお願いしたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 そのほか。

松本委員。

○松本委員 今日は、議案の問題の報告だけかなと思ったので、私も言うつもりもなかったんだけど、まだ、今日はここに檜山上下水道事業管理者が御出席をなされておりますね。今、代表者会議のほうでも決定はされておられません。決定はされておられませんけれども、檜山管理者のほうにちょっとお伺いしたいんだけど、例えば、仮にですよ。企業会計ですから、今度、仮に水道部が都市建設委員会に来たとしたらば、執行部は何人ぐらいの方がこの委員会に参加するようになりますか。例えば、仮に。まだ決まっていませんからね。それによっては、部屋を今度とは変えるようなことになるのだろうか。こっちをこう詰めても目いっぱいだったとしたらば、広い部屋を使うようになるのかなとか。私、いろいろとそんなことを思っていたもんですから。時間もまだ11時前だから、委員長ね、そのようなことでちょっとだけ聞いておきたいなと思ってる質問です。

○飯田委員長 それでは、檜山上下水道事業管理者。

○檜山上下水道事業管理者 今ほど松本委員の御質問でございますが、私ども、部長以下関係課長が……

〔「人数だけでいいよ」と呼ぶ者あり〕

○檜山上下水道事業管理者 着席数になりますので、人数につきましては7名。私を除きまして7名増えるということになるかと思えます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 今のここを前進すれば、こっち側がバックすれば7名が入れるということになっかな、これ。どうなんだろう。

〔発言する者あり〕

○飯田委員長 詰めれば入るんですね。

〔発言する者あり〕

○松本委員 分かりました。来た場合にはここでできるということだね。はい、了解。

○飯田委員長 そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、以上をもちまして、本日の都市建設委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時49分 散会